令和８年度
秋　田　県　職　員
（総合食品研究センター研究員）
募　集　要　項

○ 受付期間　　令和８年１１月　２日（月）午前９時から
　　令和８年１１月３０日（月）午後５時まで
○ 申込方法　　インターネット（電子申請）により申し込んでください。
　以下のＵＲＬからアクセスして、申込手続を行って下さい。
https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/4548960569679892182

詳しくは、本要項の４ページをご確認ください。

○ 問　合　せ
○ 申　込　先

秋田県観光文化スポーツ部 観光戦略課 総務チーム
（秋田県庁第二庁舎１Ｆ）
所在地　〒010-8572　秋田市山王三丁目１番１号
電　話　０１８－８６０－１４６１(直通)
ＦＡＸ　０１８－８６０－３８７９
E-mail　kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp
ｳｪﾌﾞｻｲﾄ
QRコード

１　採用職種、採用予定人員及び職務内容等

採用職種	採用区分	採用予定人員	職務内容
食品・醸造	研究員	１名	秋田県産食材等の高度加工技術又は醸造関連食品の研究員として秋田県総合食品研究センターに勤務し、研究開発及び県内の民間企業への技術指導に従事します。また、幅広い経験を積めるよう、行政部門との人事交流も実施しています。 ・食品の高度加工技術に関する研究開発 ・食品の機能性に関する研究開発 ・酒類の高度加工技術に関する研究開発 ・発酵食品の加工技術に関する研究開発 ・醸造用微生物の研究開発 ・民間企業等への食品・酒類製造指導及び講習 ・開発された技術の民間への移転支援 ・民間企業からの技術相談への対応 ・研究企画・広報等に関する業務

２　応募資格

昭和６２年４月２日以降に生まれた者で、大学において生物系、理化学系もしくは生活科学系（食品・栄養）の分野を専攻し、次の要件を満たすものが応募できます。

・令和９年３月３１日までに卒業又は卒業見込みであること。

◆　次のいずれかに該当する者は受験できません。

（１）地方公務員法第16条に該当する人
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（２）外国籍の人のうち就職が制限される在留資格の人（ただし、採用予定日までに就職可能な在留資格に変更できる見込みの人は除きます。）

◆　外国籍の人は、採用後、担当できる職務などに制限があります。

（１）外国籍の職員は、公権力の行使（行政処分（行為）や事実行為により、県民等の権利、義務に影響を与えること。）に携わる職務は担当できません。

（２）外国籍の職員は、公の意思の形成への参画に携わる職（原則として本庁の課長級以上及び地方機関の長）に就くことはできません。

３　資格調査

応募資格の有無、提出書類記載事項の真否等について行います。なお、提出書類記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

4　試験の種目、内容及び実施時期

（１）第１次試験

試験種目	内容	実施時期
書類選考	提出書類記載事項の内容を審査します。	令和８年１２月上旬

（２）第２次試験

試験種目	内容	実施時期
口述試験	書類選考合格者に対し、専門知識・保有技術を審査するため、個別面接を行います。	令和９年１月中旬

5　合格者の発表

第１次試験（書類選考）合格発表	令和８年１２月中旬	合否は書面により通知します。
第２次試験（口述試験）合格発表	令和９年１月下旬	
最終合格発表	令和９年２月	

6　採用時期

最終合格者の採用は、原則として令和９年４月１日の予定です。

7　勤務条件

（１）給与

初任給（令和８年４月１日現在）は、原則として大学卒業程度で研究職給料表２級５号給月額261,260円が、修士課程修了者で２級17号給月額284,141円が、博士課程修了者で２級33号給月額315,488円が支給されます。

なお、職務経験等のある人については、経歴その他事項を勘案の上決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

（２）勤務時間

原則として、土曜日・日曜日・祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前８時30分から午後５時15分までです。

（３）休暇

年間20日（採用年は15日）の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

（４）福利厚生

県内約１９０か所のホテル、旅館などが指定保養所として認定されており、職員と、その家族が利用する場合に、宿泊料金の助成が受けられます。

また、地方職員共済組合が運営する全国各地の宿泊施設や、企業優待契約を結んでいる各種レジャー施設等の利用割引が受けられます。

８　受験申込手続及び受付期間

（１）申込手続

パソコン又はスマートフォン（電子申請）で申し込んでください。

ア　申込み

インターネット電子申請サービス
（https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/4548960569679892182）
に記載されている内容を確認し、利用者登録をしてください。

利用者登録が完了したら、画面上の受験申込書に入力し、申込内容に間違いがないか確認のうえ送信してください。

申込を行うと、申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが自動配信されます。

利用者登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

（注）１１月３０日（月）までに申込完了通知が届かない場合は、受験申込受付期間内に速やかにお問い合わせください。

イ　受験申込書への入力要領

①　必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェックマーク）してください。

②　最近６か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね４：３（サイズは問わない））の画像ファイル（ＪＰＥＧ、ＰＮＧ又はＧＩＦ）を添付してください。

ウ　提出書類の作成要領

提出書類について、提出書類作成要領に従って作成し、ファイル（ｘｌｓｘ、ＰＤＦ）を添付してください。

なお、データでの添付が困難な場合は、受験申込問合せ先（秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課　総務チーム）に連絡をお願いします。

（注）使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

（２）受付期間

令和８年１１月２日（月）午前９時から令和８年１１月３０日（月）午後５時まで

９　その他

試験当日は、筆記用具（ＨＢの鉛筆・シャープペンシル・黒のボールペン・消しゴム）を持参してください。また、試験室によっては、時計がないか、席から見えにくい場合がありますので、時計（時計機能のみ）を各自持参してください。なお、携帯電話やスマートフォンについては試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

合否判定理由の問合せには応じられません。また、提出書類は合否にかかわらず返却しません。